

# ○議案第 62 号 守口市コミュニティセンター及びたきい公園の指定管理者の指定について

## □□□審議経過□□□

### ＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が令和5年3月末をもって満了することから、コミュニティセンター及び西部コミュニティセンターレクリエーションホールに接するたきい公園について、前回同様に東部・中部・南部の3エリアに区分し、指定管理者の公募、選定を行った結果、東部エリアについては株式会社ケイミックスパブリックビジネスを、中部エリアについてはShoPro・HCMグループを、南部エリア及びたきい公園についてはアクティオ株式会社を、それぞれ指定管理者に指定しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、各コミュニティセンターについては、現在、エリアごとに異なる指定管理者がそれぞれ特色のある事業等を展開しているところである。令和5年度以降も引き続き現指定管理者が管理運営を行うことから、これまでの経験を活かしつつ、より一層連携や情報共有を図り、利用者から好評のあった事業を他のコミュニティセンターでも実施するなど、市民等に寄り添った地域コミュニティ活動が展開されるよう取り組まれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。